

令和2年度 焼津市市民公益活動事業費補助金 申請団体 募集要項

この補助金は、地域の活性化や地域の課題解決を目指して、自主的かつ自立的な市民活動を行う市民活動団体に交付し、その活動を支援するものです。

☆募集期間☆

令和2年4月20日（月）～令和2年6月5日（金）

☆プレゼンテーション・審査会☆

日時 令和2年6月20日（土）

会場 焼津市役所会議室棟 101号室

この補助金についてのご質問やご相談につきましては、右記の担当までお気軽にお問い合わせください。

なお、当課にお越しになる場合は、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。

【問合先】

焼津市 市民協働課

市民協働・男女共同参画担当

電話：054-626-1178

FAX：054-626-2194

Eメール：kyodo@city.yaizu.lg.jp

昨年度からの主な変更点

- 「地域まちづくりモデル事業」と「やいづクリーンアップ事業」を新設し、補助事業の区分が、「公益活動事業」「子どもまちづくり事業」「地域まちづくりモデル事業」「地縁コミュニティ事業」「やいづクリーンアップ事業」の5つに分かれました。
申請の際は、補助事業の区分を選択してください。
- 補助金額の上限額を一部変更しました。「公益活動事業」は20万円、「子どもまちづくり事業」は5万円、「地域まちづくりモデル事業」は30万円、「地縁コミュニティ事業」は20万円、「やいづクリーンアップ事業」は10万円です。
- 交付上限回数を一部変更しました。「公益活動事業」は、平成24年度から起算して1事業（団体）5回まで、「やいづクリーンアップ事業」を除いた他の事業区分は、令和2年度から起算して1事業（団体）5回までです。
- 「やいづクリーンアップ事業」については、書類審査のみとします。

1 市民公益活動事業

「市民公益活動事業」とは、以下の要件を満たす事業とします。

- (1) 地域の活性化や地域の課題解決を目指し、自主的かつ自立的に行う非営利の事業又は不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業
- (2) 次のいずれかに該当する事業
 - ア 第6次焼津市総合計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの
 - イ 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

2 補助対象団体

補助対象団体は、以下の要件全てを満たす団体、若しくは市長が特に認めた団体です。

※補助金交付要綱第3条参照

- (1) 市内で活動する構成員が5人以上の団体であること。ただし、子どもまちづくり事業にあっては18歳以下の子ども3人以上かつサポートする大人2人以上で構成する団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規約等があること（「子どもまちづくり事業」を除く）。
- (3) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対する活動を行う団体でないこと。
- (4) 暴力団および暴力団員と何らかの関係を有している団体でないこと。

3 補助の対象となる事業

(1) 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う市民公益活動事業で、下表に定めるとおりです。

補助対象事業	事業の内容	対象団体
公益活動事業	公益性の拡充を図り、社会的課題（新型コロナウイルス感染症防止に関する取組を含む）や市民ニーズを捉えて実施される事業	公益活動事業に取り組む市民活動団体等
子どもまちづくり事業		子どもが中心となって実施されるまちづくり事業に取り組む団体
地域まちづくりモデル事業		複数の自治会で形成し、広域で公益性のある地域のまちづくり事業に取り組む団体
地縁コミュニティ事業	地縁によってつながりを持つ団体が地域課題に取り組む事業で既存の活動のレベルアップを図るもの	自治会単位で形成され、地縁によってつながる団体
やいづクリーンアップ事業	地域の歩道、河川の清掃や植樹等の環境美化活動に新たに取り組む事業（原則既存事業は不可とする）	市民活動団体や市内企業等

(2) (1)に該当する事業にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- ①同一年度において、国又は他の地方公共団体等による補助、助成その他の財政支援を受けているもの。
- ②事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの。
- ③専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの。
- ④施設等の建設、修復又は整備を目的とするもの。

4 補助の対象経費

(1)補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、下表に定めるとおりです。

費目	補助の対象となる経費の例
報酬※1	事業従事者への日当（団体が定める基準に基づき支払われたものに限る。）
報償費※2	外部講師及び専門的技術を有する協力者等への謝礼（団体としての自己啓発のみを目的とした外部講師等への謝礼は除く）
旅費※2	外部講師等への交通費及び宿泊費（実費を限度とし、原則自家用車の利用を除く）
消耗品費	チラシ等の用紙代、プリンタインク代、事務用品等の購入費及び塗料、木材等事業実施のために必要と認められる材料費
食糧費	外部講師等の飲食代（社会通念上適当と認められるものに限る） 作業等従事者の飲物代（水分補給が必要と認められる場合に限る）
印刷製本費	コピー機の利用料及び業者に発注する印刷代
通信運搬費 及び手数料	切手代、郵便代及び物品宅配料 広告手数料、清掃手数料等
保険料	事業実施に係る保険料
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費
使用料及び 賃借料	会場の使用料、機器類の賃借（レンタル）料及び車両の借上料
備品購入費 ※1	事業実施に必要不可欠と認められる備品で、管理責任者を明確にしたものの購入費（見積書等、備品購入費の算出根拠となるものを添付すること）
その他	その他市長が必要と認める経費

※1 子どもまちづくり事業においては、報酬及び備品購入費は補助対象経費としない。

※2 やいづクリーンアップ事業においては、報償費及び旅費は補助対象経費としない。

(2)また、次に該当する経費は、補助の対象となりません。

- ①団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- ②事務所等を維持するための経費
- ③構成員による会合（懇親会や反省会等）の飲食費
- ④不動産及びその従物の取得に要する経費
- ⑤転売目的で購入する物品にかかる経費

(3)補助対象経費は、全て領収書（宛名及び内訳が記入されたもの）又はその写しにより、事業の実施団体が支払ったことを確認できるものでなければ認められません。

5 補助金の額と交付回数制限

(1)補助金の額と交付の制限は、下表に定めるとおりです。

補助対象事業	補助率	上限額	交付回数
公益活動事業	2/3 以内	20万円	5回※
子どもまちづくり事業		5万円	
地域まちづくりモデル事業		30万円	
地縁コミュニティ事業		20万円	
やいづクリーンアップ事業		10万円	制限なし

※公益活動事業は、平成24年度から起算して5回までとする（ただし、平成30年度及び平成31年度焼津市市民公益活動事業費補助金の交付団体は、公益活動事業区分のみ算入するものとする）。また、地縁コミュニティ事業にあっては、令和2年度から起算するものとする。

※やいづクリーンアップ事業における交付決定額の総額は、50万円を上限とし、それを超える交付の決定が見込まれる場合には、各交付決定団体の申請額に応じて案分し、交付決定額を算出するものとする。ただし、他事業の交付決定額が予算額を下回る場合には、この限りではない。

(2)算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(3)補助対象経費から当該補助金以外の収入を差し引いた額と、算出された額とを比較し、いずれか低い金額を補助金の上限額とします。

6 補助の対象となる事業期間

補助の対象となる事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間とします。ただし、交付決定を受ける前に事業が終了している場合は対象外になります。

7 応募方法

(1)次の提出書類に必要事項を記入の上、募集期間内に提出(郵送可)してください。

補助対象事業	提出書類
子どもまちづくり事業	(1)焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書【子どもまちづくり事業】(第1号様式) (2)申請する活動の予算書【子どもまちづくり事業】(第2号様式) (3)その他市長が必要と認める書類
その他の事業	(1)焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書(第3号様式) (2)事業計画書(第4号様式) (3)団体概要書(第5号様式) (4)収支予算書(第6号様式) (5)団体の規約、会則又は定款 (6)構成員名簿 (7)報酬規程(報酬を計上する団体のみ) (8)その他市長が必要と認める書類

※様式は、焼津市ホームページからダウンロードできます。

HP アドレス <http://www.city.yaizu.lg.jp/kyosei/machidukurihojokin.html>

(2)募集期間 令和2年4月20日(月)～令和2年6月5日(金)(必着)

(3)提出先・受付時間

①郵送の場合

〔宛先〕〒425-8502 焼津市本町2-16-32

焼津市 市民協働課 市民協働・男女共同参画担当

②持参する場合

〔窓口〕市役所本館3階 市民協働課 市民協働・男女共同参画担当

〔受付時間〕平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日、祝日は受付できません。

※書類提出時に、ご質問やご相談がある場合は、事前にご連絡をください。

(4)事前ヒアリングについて

活動内容や補助金交付申請に至った経緯を把握するため、事前ヒアリングを行います。

(5)その他

FAX、Eメールでの提出はできません。また、提出書類の返却はできません。

8 審査方法

(1)申請期間の終了後、以下のとおり審査を行い、補助金の交付を決定します。

補助事業の区分	審査方法
・公益活動事業 ・子どもまちづくり事業 ・地域まちづくりモデル事業 ・地縁コミュニティ事業	書類審査+プレゼンテーション審査
・やいづクリーンアップ事業	書類審査のみ

(2)書類審査

提出された申請書類により、事業の適否を書類上で審査します。また、やいづクリーンアップ事業については、書類上のみの審査とし、補助額を決定します。

(3)プレゼンテーション審査（審査委員会による審査）

学識経験者・NPO活動実践者・行政職員等で構成された焼津市市民公益活動事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査します。

審査委員会による審査は、応募団体によるプレゼンテーション方式により行います。

☆プレゼンテーション審査会の概要☆

開催日：令和2年6月20日（土）

場 所：焼津市役所会議室棟 101 号室

発表者：1 団体3名まで

時 間：1 団体につき発表と質疑応答を合わせて 10 分程度（予定）

ツール：パソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは当課にてご用意します。発表時に使用できます。その他ご希望があれば、ご相談ください。

発表順：当日事業区分ごとの抽選により決定します。

費 用：プレゼンテーションに要する経費は、申請団体の負担とします。

(4) 審査・選考の視点

選考の視点	説明
公益性	事業の実施が不特定多数の市民の利益へとつながるものであるか。
地域性	地域の課題やニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けた事業として適切か。
自立性・継続性	自己努力による資金確保がなされているか。また、補助金終了後も継続的な展望が見込めるか。
独自性・先駆性	市民活動団体ならではの柔軟な発想や、各団体の特色を生かした計画であるか。 これまでに無い（少ない）新たな取り組みを含む計画であるか。
発展性	補助金を交付することで、団体や事業の発展が図られるか。
審査員特別加点	上記の審査項目以外で、特に優れている内容があるか。

(5) 特別点制度

市民活動団体の積極的な育成を図る視点から、審査委員会による評価に加え、以下のとおり加点・減点を行います。

特別点	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の間に当補助金の交付を受けていない団体に対し、加点 ・過去3年間の間に当補助金の交付を受けたことのある団体に対し、交付回数に応じた減点
-----	--

9 補助金の決定と交付

(1) 補助金交付・不交付決定通知書

審査・選考の結果は、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第7号様式）により、申請団体に通知します。また、補助金の交付が決定した団体及び事業内容等については、焼津市ホームページで公表します。

(2) 補助金の交付

補助金の支払いは事業完了後、交付すべき補助金の額を確定した後に行います。ただし、事業完了前でも補助金の額の原則 80%以内において概算払の請求をすることができます。

概算払を希望する場合は、焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第14号様式）及び資金状況調べ（第15号様式）を提出してください。

10 補助対象事業の実施

(1) 事業のPR

補助対象事業の実施に当たっては、より広く、より多くの市民の皆さまへ向けて積極的な事業のPRをお願いします。タウン誌などへの取材依頼も効果的な方法です。

また、市が補助対象事業の内容等を公表する場合にはご協力をお願いします。

市の広報紙（広報やいづ）により事業のPRを行う場合は、掲載を希望する月の2ヵ月前の15日までに市民協働課、または実施する事業と関連のある市担当課へご相談ください。

(2) 補助対象事業の変更等

補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第8号様式）及び変更収支予算書（第6号様式）に必要書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければなりません。

※補助金交付決定後の委託費、備品購入費については、特別な理由がない限り増額は認められません。検討する場合は、事前に市民協働課へご相談ください。

11 補助対象事業終了後の実績報告等

(1) 実績報告書の提出

補助対象事業が終了したときは、事業完了日から起算して 20 日を経過した日、又は令和 3 年 4 月 5 日（月）のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

補助対象事業	提出書類
子どもまちづくり事業	(1) 焼津市市民公益活動事業実績報告書【子どもまちづくり事業】（第 10 号様式） (2) 申請する活動の決算書【子どもまちづくり事業】（第 2 号様式） (3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの (4) 領収書又はその写し (5) その他市長が必要と認める書類
その他の事業	(1) 焼津市市民公益活動事業実績報告書（第 11 号様式） (2) 収支決算書（第 6 号様式） (3) 写真、パンフレットその他の事業の実績を示すもの (4) 領収書又はその写し (5) その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の額の確定

提出された実績報告書等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、各団体に通知します。また、事業予定よりも収入超過があった場合などは、交付決定額にかかわらず、交付決定額から減額することもあります。

(3) 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けたときは、確定通知を受けた日から起算して 20 日以内に焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第 13 号様式）を市長に提出してください。

(4) 事業報告会【令和 3 年 4 月 17 日（土）に実施予定】

各団体が実施した補助対象事業の成果を発表するとともに、まちづくり活動を行う市民活動団体の相互交流を図る機会として、一般公開による事業報告会の実施を予定しています。補助金の交付を受けた団体は、報告会で補助対象事業の成果等について発表していただきます。

12 その他

(1) 関係書類の整理・保管

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿やその証拠書類等（領収書等）は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。

また、その帳簿・証拠書類等は、補助金の交付に係る会計年度終了後 5 年間は保管しなければなりません。報告書類提出する際、証拠書類等は原本かコピーかは問いませんが、どちらかは必ず団体で保管していただくようお願いします。

(2)情報公開

焼津市市民公益活動事業費補助金への申請書類、実績報告書等の関係書類は、補助金の公平性・透明性を高めるため、個人情報を除き公開する場合があります。

実績報告の際に添付される写真等についても公開の対象といたしますので、提出物は著作権や肖像権等に配慮し、あらかじめ事業参加者に許可を得るなど、団体自身が責任をもって対処してください。

(3)関係法令等の遵守

補助対象事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、次の規則及び要綱に従ってください。

- ・焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）
- ・令和2年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱
（令和2年4月16日 告示第133号）

(4)応募書類の書き方など

応募書類の書き方などで不明な点があれば、市民協働課（市民協働・男女共同参画担当）までご相談ください。

(5)支払い方法について

補助対象経費の支払い方法は現金、クレジットカード、電子マネーのみを対象とします。ポイントでの支払いは対象となりませんのでご注意ください。

(6)交流事業について

団体同士の交流や活動のPRを目的に、焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」主催で様々な事業を毎年開催しています。補助金交付が決定した団体の皆さまは積極的な参加をお願いします。詳細が決まりましたら、改めてご案内します。

ご利用ください！焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」

開館日 月・木曜日 13:00~16:30

火・水・金曜日 13:00~18:00

※土・日・祝日と年末年始は休館

電話 054-631-9301 FAX 054-631-9302

Eメール ysc812@bz04.plala.or.jp

所在地 〒425-0022 焼津市本町4丁目14-13（昭和通りときめきホール内）

令和2年度 焼津市市民公益活動事業費補助金 事業の流れ



